

台風等異常気象時における対応について

岩倉市立五条川小学校

1 特別警報の発表基準

- ◆ 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- ◆ 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報(震度6弱以上)」は、特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

2 特別警報発表時の対応の原則

ただちに命を守る行動をとる！

3 暴風警報、特別警報が発表された場合の対応

「特別警報」または「暴風警報・暴風雪警報」が岩倉市に発表された場合の登下校については、岩倉市教育委員会の指示により次のように対応します。
ご家庭でもご協力くださいますようお願いいたします。

状 況		「暴風警報」 「暴風雪警報」	「特別警報」
登 校 前	(1) 警報が解除されない場合	自宅待機	自宅待機
	(2) 午前6時30分までに 解除された場合	平常通り登校	連絡があるまで 自宅待機
	(3) 午前6時30分から11時までに 解除された場合	昼食を家でとり <u>午後1時から</u> 授業開始	連絡があるまで 自宅待機
	(4) 午前11時の時点で 解除されていない場合	授業は中止	授業は中止
登 校 後	(1) 安全に帰宅させることができ ると判断した場合	速やかに下校 (家庭での受け入れを お願いします)	学校待機 (引き渡し連絡をします)
	(2) 帰宅させるのは困難 と判断した場合	学校待機 (引き渡し連絡をします)	学校待機 (引き渡し連絡をします)

※ 学校からの連絡はtetoru・ホームページにて行います。